

令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜 後期（一般）選抜追検査及び二次募集における 新型コロナウイルス感染症に係る特別措置要項

熊本県教育委員会

この要項は、令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項で定めた事項に加え、令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜後期（一般）選抜追検査及び二次募集における新型コロナウイルス感染症に係る特別措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

1 新型コロナウイルス感染症に係る特別措置 1

(1) 概要

令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜における後期（一般）選抜の追検査の受検が承認され、追検査当日に新型コロナウイルス感染症のため追検査を受検することができなかった者については、追検査受検者対象の二次募集（定時制課程の二次募集を含む）に、新型コロナウイルス感染症に係る特別措置1（以下、「特別措置1」という。）による出願ができることとし、各学校が定める選抜方法により選抜を行う。また、特別措置1に限り、後期（一般）選抜の追検査受検願を提出した高等学校の同一課程の同一学科・コースにおいて追検査受検者対象の二次募集が実施される場合は、当該高等学校の同一課程の同一学科・コースへ出願することができるものとする。

(2) 実施学科等

令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項 IV二次募集〈全日制課程〉9の(1)及び〈定時制課程〉4によるものとする。

(3) 資格

令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜における後期（一般）選抜の追検査の受検が承認され、後期（一般）選抜の追検査当日に次のア～ウのいずれかに該当したため追検査を受検することができなかった者で、特別措置1による受検を希望する者。ただし、後期（一般）選抜の追検査受検願を提出した際に、定時制課程における成人特別措置を希望していた者については、全日制課程へ出願することはできない。

また、特別措置1に限り、後期（一般）選抜の追検査受検願を提出した高等学校の同一課程の同一学科・コースにおいて追検査受検者対象の二次募集が実施される場合は、当該高等学校の同一課程の同一学科・コースへ出願することができるものとする。

ア 新型コロナウイルス感染症と診断され、後期（一般）選抜の追検査当日が就業制限の期間内にある者。

イ 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者。

ウ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、後期（一般）選抜の追検査当日が保健所の健康観察の期間内にある者。

(4) 募集人員

令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項 IV二次募集〈全日制課程〉9の(3)及び〈定時制課程〉4によるものとする。

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る特別措置1適用申請書の証明

希望者は、令和4年（2022年）3月14日（月）から3月15日（火）までの間、出身中学校長を経由して、後期（一般）選抜の追検査受検願（様式16）を提出した高等学校長に、新型コロナウイルス感染症に係る特別措置1適用申請書（様式34）（以下、「特別措置1適用申請書」という。）を提出して、証明を受けなければならない。受付時間は、毎日午前9時から午後4時までとする。

提出する特別措置1適用申請書の部数は2部とし、1部は証明した高等学校で保管すること。証明を受けた残りの1部は、希望者が、特別措置1による出願時に必要書類とともに志願先の高等学校長に提出しなければならない。

なお、証明した高等学校で保管する特別措置1適用申請書に添付する理由を証明する書類（医師の診断書等又は様式35）については写しでよいものとする。

(6) 出願期間

令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項Ⅳ二次募集〈全日制課程〉9の(4)及び〈定時制課程〉4によるものとする。

出願先の高等学校長は、出身中学校長へ出願期間の最終日までに特別措置1適用の承認の可否を伝えること。また、出身中学校長は、当該生徒にも速やかに特別措置1適用の承認の可否を伝えること。なお、出願先の高等学校長から特別措置1の適用が承認された者のみ特別措置1で受検することができる。全日制課程における出願受付の際に発行される追検査受検者対象の二次募集特別措置1受付票（様式26-2）をもって特別措置1の申請が承認されたものではない。

(7) 出願手続等

令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項Ⅳ二次募集〈全日制課程〉9の(5)及び〈定時制課程〉3及び4によるものとする。

ただし、〈全日制課程〉9の(5)においては、「追検査受検者対象の二次募集受付票（様式26）」を「追検査受検者対象の二次募集特別措置1受付票（様式26-2）」に差し替えるとともに、「当該志願者が追検査を受検した公立高等学校」を「当該志願者が追検査の受検を承認されていた公立高等学校」に読み替えるものとする。

なお、全日制課程及び定時制課程において、志願先の高等学校に提出する出願書類に、後期（一般）選抜の追検査受検願（様式16）を提出した高等学校長に証明を受けた特別措置1適用申請書（様式34）を加えるとともに、全日制課程においては、そのコピーを志願先の高等学校長宛てにファクシミリで送信する書類にも加えるものとする。定時制課程においては、出願書類のコピーを志願先の高等学校長宛てにファクシミリで送信することが指定されている場合のみ特別措置1適用申請書のコピーを送信する書類に加えるものとする。

(8) 選抜

〈全日制課程〉

ア 実施日

令和4年（2022年）3月22日（火）に実施する。

イ 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

ウ 検査内容

検査内容は当該高等学校長が定める。

なお、特別措置1の受検者に対して、令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項Ⅲ後期（一般）選抜9の(2)のイ、ウに準じて行う面接、実技検査等の他に、学力検査、小論文、作文、実験、自己表現、小・中学校におけ

る総合的な学習の時間の成果の発表に関するものなどを実施することができる。

エ 選抜方法

(ア) 入学者の選抜は、調査書、各高等学校が実施した検査の結果等を資料として、各高等学校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力・適性等を判定して行う。

(イ) 選抜の基準は、当該高等学校長が定める。

オ その他

(ア) 出願者は検査内容について追検査受検者対象の二次募集特別措置1受付票（様式26-2）を確認をするとともに、特別措置1の受検の際に追検査受検者対象の二次募集特別措置1受付票（様式26-2）を持参すること。（郵送による出願の場合を除く。）

(イ) 入学願等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

〈定時制課程〉

定時制課程においては、当該高等学校長が定める。

(9) 選抜結果の通知等

令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項 IV二次募集〈全日制課程〉9の(7)及び〈定時制課程〉4によるものとする。

(10) 不合格者の取扱い

高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却するものとする。

2 新型コロナウイルス感染症に係る特別措置2

(1) 概要

令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜における全日制課程及び定時制課程の二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む）の検査実施日に新型コロナウイルス感染症のため面接等を受検することができなかった者については、調査書等の書類（後期（一般）選抜における学力検査（追検査を含む）を受検している場合はその結果を含めることができる）により選抜を行う。選抜方法は各学校が定める。

(2) 実施学科等

令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項 IV二次募集〈全日制課程〉9の(1)及び〈定時制課程〉4によるものとする。

(3) 資格

令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜における全日制課程及び定時制課程の二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む）の検査実施日に次のア～ウのいずれかに該当したため面接等を受検することができなかった者で、特別措置2による選抜を希望する者。

ただし、特別措置2を申請できる高等学校及び学科・コースは、二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む）に出願した高等学校の同一の課程の同一の学科・コースとする。

ア 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある者。

イ 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者。

ウ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、検査当日が保健

所の健康観察の期間内にある者。

(4) 募集人員

令和4年度(2022年度)熊本県立高等学校入学者選抜要項 IV二次募集〈全日制課程〉9の(3)及び〈定時制課程〉4によるものとする。

(5) 申請期間及び手続等

希望者は、二次募集(追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む)の検査実施日(全日制課程二次募集は令和4年(2022年)3月14日(月)、全日制課程追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1は令和4年(2022年)3月22日(火))からその翌日までの間、出身中学校長を経由して、二次募集(追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む)の出願先の高等学校長に、新型コロナウイルス感染症に係る特別措置2適用申請書(様式36)(以下、「特別措置2適用申請書」という。)を提出すること。受付時間は、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、定時制課程における二次募集(追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む)の検査実施日の翌日が週休日又は祝日の場合は、申請期間を週休日及び祝日を除く検査実施日から週休日又は祝日明けの平日までとする。

出願先の高等学校長は、出身中学校長へ申請期間の最終日までに特別措置2適用の承認の可否を伝えること。また、出身中学校長は、当該生徒にも速やかに特別措置2適用の承認の可否を伝えること。なお、出願先の高等学校長から特別措置2の適用が承認された者のみが特別措置2による選抜の対象となる。

(6) 選抜

ア 選抜方法については、当該高等学校長が定める。

ただし、調査書等の書類(後期(一般)選抜における学力検査(追検査を含む)を受検している場合はその結果を含めることができる)による選考とする。

イ 入学願等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

(7) 選抜結果の通知等

〈全日制課程〉

ア 二次募集における特別措置2

当該高等学校の校長は、選抜結果について、郵送で令和4年(2022年)3月18日(金)に出願者に通知(様式23)するとともに、出身中学校長に通知(様式24-2)する。

イ 追検査受検者対象の二次募集における特別措置2

当該高等学校の校長は、選抜結果について、郵送で令和4年(2022年)3月25日(金)に出願者に通知(様式28)するとともに、出身中学校長に通知(様式29-2)する。

〈定時制課程〉

定時制課程においては、当該高等学校長が定める。

(8) 不合格者の取扱い

高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却するものとする。

3 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては内容を変更することがある。

二次募集における特別措置2の選抜結果通知書

令和 年 月 日

学校長 様

高等学校名

校長氏名

職 印

令和 年度熊本県立高等学校入学者選抜の全日制課程の二次募集における特別措置2に
当たり、貴校から本校に出願した者の選抜結果は、下記のとおりです。

記

合格者

学科・コース	受付番号	氏 名

不合格者

学科・コース	受付番号	氏 名

追検査受検者対象の二次募集特別措置 1 受付票

受付番号	
ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日
出身中学校	
面接の有無	有 [日時]] [場所]] 無
実技検査の有無	有 [日時]] [場所]] 無
その他の 検査 1 の有無	有 [日時]] [場所]] [内容]] 無
その他の 検査 2 の有無	有 [日時]] [場所]] [内容]] 無

令和 年 月 日

熊本県立

高等学校長

氏 名

職印

(注) 面接等が実施される場合は、本票を持参すること。

追検査受検者対象の二次募集における 特別措置2の選抜結果通知書

令和 年 月 日

学校長 様

高等学校名

校長氏名

職 印

令和 年度熊本県立高等学校入学者選抜の全日制課程の追検査受検者対象の二次募集における特別措置2に当たり、貴校から本校に出願した者の選抜結果は、下記のとおりです。

記

合格者

学科・コース	受付番号	氏 名

不合格者

学科・コース	受付番号	氏 名

新型コロナウイルス感染症に係る 特別措置 1 適用申請書

令和 年 月 日
高等学校長 様

入学志願者氏名 _____

(追検査受検番号 _____)

保護者氏名 _____

令和 4 年度 (2 0 2 2 年度) 熊本県立高等学校入学者選抜における後期 (一般) 選抜の追検査の受検が承認されていましたが、下記の理由により、後期 (一般) 選抜の追検査を受検することができませんでしたので、新型コロナウイルス感染症に係る特別措置 1 の適用をお願いします。

記

	次の (1) ~ (3) のいずれかの番号に ○ を記入すること。
理 由	(1) 新型コロナウイルス感染症と診断され、後期 (一般) 選抜の追検査当日が就業制限の期間内にある者。 (2) 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者。 (3) 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、後期 (一般) 選抜の追検査当日が保健所の健康観察の期間内にある者。

中学校長 証明欄	上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 中学校長 氏名 <div style="float: right; border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">職印</div>
-------------	--

追検査受検願 を受領した 高等学校長 証明欄	上記の志願者については、本校に後期 (一般) 選抜の追検査受検願を提出され、後期 (一般) 選抜の追検査の受検を承認していましたが、後期 (一般) 選抜の追検査を受検していないことを証明します。なお、本校に後期 (一般) 選抜の追検査受検願を提出した際の定時制課程における成人特別措置の希望の有無については次のとおりです。 有 ・ 無 (いずれかに ○ を記入すること) 令和 年 月 日 高等学校長 氏名 <div style="float: right; border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">職印</div>
---------------------------------	--

(注)

- 1 入学志願者が成人のときは、保護者欄の記載は要さない。
- 2 理由を証明する書類 (医師の診断書等) を添付すること。なお、(2)、(3) に該当する場合のうち、理由を証明する書類が添付できない場合は、様式 3 4 と併せて、様式 3 5 を添付すること。
- 3 様式 3 4 については 2 部作成し、1 部は証明した高等学校で保管するとともに、1 部は追検査受検者対象の二次募集の出願時に志願先の高等学校に提出すること。なお、証明した高等学校で保管する様式 3 4 に添付する理由を証明する書類 (医師の診断書等又は様式 3 5) については写しでよいものとする。

特別措置 1 に係る理由書

令和 年 月 日

高等学校長 様

入学志願者氏名

(追検査受検番号)

保護者氏名

令和4年度(2022年度)熊本県立高等学校入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症に係る特別措置1を申請するに当たり様式34の内容に加え下記の内容を申し添えます。

記

- 1 濃厚接触者等に該当すると判断した保健所の名称
()
- 2 保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
令和 年 月 日
- 3 保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

中学校長 証明欄	上記のとおり保護者から申し出があったことを証明します。 令和 年 月 日 学校長 氏名 職印
-------------	---

新型コロナウイルス感染症に係る 特別措置 2 適用申請書

高等学校長 様
令和 年 月 日

入学志願者氏名 _____

(二次募集受付番号 _____)

保護者氏名 _____

下記の理由により、令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜における二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む）の検査実施日に面接等を受検することができませんでしたので、新型コロナウイルス感染症に係る特別措置2の適用をお願いします。

記

理 由	次の(1)～(3)のいずれかの番号に○を記入すること。
	(1) 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある者。
	(2) 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者。
	(3) 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、検査当日が保健所の健康観察の期間内にある者。

中学校長 証 明 欄	上記のとおり相違ないことを証明します。
	令和 年 月 日
	中学校長 氏名 職印

(注)

- 1 入学志願者が成人のときは、保護者欄の記載は要さない。
- 2 理由を証明する書類（医師の診断書等）を添付すること。なお、(2)、(3)に該当する場合のうち、理由を証明する書類が添付できない場合は、様式36と併せて、様式37を添付すること。

特別措置 2 に係る理由書

令和 年 月 日

高等学校長 様

入学志願者氏名

(二次募集受付番号)

保護者氏名

令和 4 年度（2022 年度）熊本県立高等学校入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症に係る特別措置 2 を申請するに当たり様式 36 の内容に加え下記の内容を申し添えます。

記

- 1 濃厚接触者等に該当すると判断した保健所の名称
()
- 2 保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
令和 年 月 日
- 3 保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

中学校長 証明欄	上記のとおり保護者から申し出があったことを証明します。 令和 年 月 日 学校長 氏名 職印
-------------	---